

申請から支払いまでの流れ

申請方法は、**電子申請のみ**です。

電子申請システムをご利用いただくにあたり、以下のブラウザを推奨いたします。

ブラウザ：Microsoft Edge, Google Chrome, Safari

OS：Windows 8.1, 10, Macintosh OS X

スマートフォン、タブレットでは使用できません。

ID 申請

- ・電子申請システムを初めて利用する場合は、事前に ID の申請・発行手続きが必要です。子どもゆめ基金ホームページから電子申請システムに入り、ID 申請を行ってください。

申請

- ・申請した ID でログインしてください。
- ・反社会的勢力排除に関する誓約書に同意してください。
- ・必要事項を入力し申請してください。

審査

- ・審査委員会による審査を行い、採否を決定します。

交付決定

- ・採否結果を確認するための URL をメールにてお知らせします。交付決定通知書または不採択通知書は、電子申請システムにて確認・ダウンロードして保管してください。
- ・「子どもゆめ基金 令和7年度助成金交付の手引き」を子どもゆめ基金 HP からダウンロードしてください（令和7年3月末に子どもゆめ基金 HP に掲載予定）。

申請額に対して決定額が減額となっている場合や交付条件が附されている場合がありますので、交付決定通知書の内容及び、査定項目についてよくご確認ください。

子どもゆめ基金 団体管理 サイトへの 掲載

- ・募集チラシ等の広報物を事前（訂正ができる段階）に子どもゆめ基金団体管理サイトへの掲載により提出してください。
提出がない場合、助成金を交付しないことがあります。

活動の実施

- ・活動を実施する際は、「子どもゆめ基金 令和7年度助成金交付の手引き」に従い、実施にあたっての留意事項をよくご確認ください。
- ・実施前や実施中に計画変更や中止が生じたり、助成金の概算払いが必要な場合は所定の手続きを行ってください。

実績報告書

実績報告書は、以下の①、②の両方を満たすことで、提出完了となります。

- ①電子申請システムで「実績報告書」の入力・登録
 - ②郵送で提出する書類を子どもゆめ基金が受理
- ①及び②のいずれか一方でも満たしていない場合は、実績報告書の提出完了となりませんので、ご注意ください。
- 実績報告書は、**活動が終了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出してください（必着）。**

額の確定

- ・実績報告書の内容を確認し、最終的な助成金額が確定しましたら、メールにてお知らせします。確定通知書は、電子申請システムにてダウンロードしてください。

助成金の支払い

- ・確定の通知後、2～4週間程度で助成金をお支払いします。
- ・助成活動にかかる書類（データ含む）は、**令和13年3月31日**まで保管してください。

令和7年度 助成に係る主な変更点

令和7年度助成に係る変更点を次のとおりまとめました。申請時の参考にしてください。

(1) 一次募集における申請件数の上限設定について

より多くの団体のみなさまに子どもゆめ基金を活用いただくため、一次募集における1団体あたりの申請件数を10件までに変更します。なお、1団体あたりの申請額の上限（2千万円）の変更はありません。（P.15参照）

(2) 指定管理者が実施する自主事業について

指定管理者が実施する活動のうち、指定管理を行う地方公共団体に対し活動計画を事前に提出の上承認を受け、または報告を行う自主活動についてはこれまで認められませんでした。令和7年度募集より事前の活動計画の承認や活動後の報告を行っている場合も指定管理者が自主的に委託業務の範囲外で自己の責任及び費用において実施する自主事業の活動は助成の対象となります。ただし、指定管理業務となる事業については従前どおり認められません。

(3) 宿泊費の上限額拡大について

昨今の物価の高騰等を考慮し、旅費における宿泊費の上限額を1人1泊あたり10,000円または実費のどちらか低い方までに変更いたしました。上限超過分は従前どおり助成対象外経費となり、あくまでも素泊まり分の経費のみが対象となります。（P.30参照）

(4) バス等の借り上げ代の上限拡大について

昨今の物価の高騰等を考慮し、参加者移動用としてバスや船舶等を貸し切った場合は、助成活動1件につき20万円を上限に変更いたしました。上限超過分は従前どおり助成対象外経費となります。（P.32参照）

なお、経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動への助成については、20万円を超えた場合30万円までの助成とします。（P.21参照）

(5) 電子マネーでの支払いの緩和について

キャッシュレス決済の普及状況を考慮し、電子マネーによる支払いを認めることに変更します。ただし、謝金、旅費及び雑役務費については従前どおり電子マネーでの支払いは認められません。また、電子マネーを利用いただく場合、ポイントでの支払いは引き続き認められませんがので留意ください。（P.69参照）

※経費の取扱いに関する詳細については、P27～33の「経費の取扱いについて」をご確認ください。